



# 藤田 まこと

No 43号

議会だより

二〇二二年六月号

発行者 藤田 まこと  
事務所 青森市中央1-22-5  
青森市議会  
あおもり令和の会控室  
TEL 017-734-5694  
FAX 017-722-8902

## 「令和3年第2回青森市議会定例会提出案件」

予算案 1件 条例案 5件 単行案 9件 報告 9件



今定例会も新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種、経済対策、生活困窮者対策等の議案が提案され、一般会計補正予算は全会一致で可決されました。

可決された経済対策についての広報「あおもり」臨時号が配布されています。

ねぶた祭りや地域の敬老会も中止になり寂しい思いもある中、65歳以下のワクチン接種も始まり、個別接種に対応する民間病院も増え、集団接種で予約している高齢者より、ワクチン接種が早い方も出てきて、ご不満の方もおられるとは思いますが、感染して命に係わる事の無いよう、ワクチン接種が終わるまで、頑張りましょう。

副議長 藤田 まこと

### 広報「あおもり」に掲載されている「ワクチン接種・経済対策」の項目

- 事業継続支援緊急対策事業 3億6,206万円
- 観光事業者等支援緊急対策事業
- 宿泊施設支援緊急対策事業 5,007万3千円
- 民間バス事業者支援緊急対策事業 1,221万2千円
- タクシー事業者等支援緊急対策事業 2,713万5千円
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止特別対策事業 9,150万8千円
- 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分） 2億3,101万4千円
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 3,428万3千円



○**スポーツ施設機能整備事業** 1億3,501万4千円  
日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ（toto）助成金の内示を受け、スポーツ広場のテニスコート人工芝（全12面）の張替えを実施するために要する経費

○**アップルヒル遊具整備事業** 3,653万1千円  
道の駅「なみおか」アップルヒルの幼児用遊具1基（平成9年設置）について、国の指針に基づき、幼児・小学生の混在回避など安全に配慮し、幼児用遊具1基・小学生用遊具1基を新たに設置するために要する経費

○**財産の取得について（ノートパソコンの購入）** 1億3,163万3,040円  
小学校3年生の児童用並びに小学校及び中学校の全教師用として取得するため。  
ノートパソコン 2,933台 契約先 株式会社ビジネスサービス青森支店

### ○契約の締結について

	契約金額	契約の相手方
青森市立小柳小学校 グラウンド舗装工等一式)	159,539,068円	株式会社桜井工務店
(青森市立筒井小学校) (校舎等改築工事) (改築電気設備工事) (改築空調設備工事)	24億7,500万円 2億3,154万1千円 2億6,186万6千円	鹿内・盛・今建設工事共同企業体 青森相互電設株式会社 東和管工株式会社
青森市立西中学校 既存校舎解体工事一式	3億6,267万円	株式会社西田組
青森競輪場北側スタンド棟 解体等工事一式	2億0,020万円	株式会社鹿内組

## これまでの、家賃補助・自己所有物件事業者支援の予算と実績

家賃補助				利用率
R2.5/1~6/14	予算額	5億3730万円	対象店舗	5,373店舗
	実績	7,795万6千円	交付店舗	1,093店舗
R3.1/15~2/28	予算額	2億3260万8千円	対象店舗	1,648店舗
	実績	2億2130万2千円	交付店舗	1,576店舗
自己所有物件事業者支援				
R2.7/1~8/31	予算額	1億4419万2千円	対象店舗	4,933店舗
	実績	1618万円	交付店舗	392店舗
R3.1/15~2/28	予算額	3880万8千円	対象店舗	462店舗
	実績	3834万2千円	交付店舗	459店舗
4,933店舗で計算すると (459店舗を)				9.3%

### ○「個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し」について

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

※平成30年度税制改正大綱働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げる。(R2年分以後の所得税及びR3年度分以後の個人住民税について適用)

給与	給与所得控除 -10万円	基礎控除 +10万円	給与・年金は控除の 振替（相殺）により
公的年金等	公的年金等控除 -10万円		基礎控除が増え課税所得が減るため、軽減割合が増す
農業・自営業	控除なし（必要経費のみ）		

### 今定例会で請願者からの休憩中の意見聴取する事が、出来なくなりました

6月25日の議会運営委員会で、議会事務局と館山善也委員、山脇・蛭名員外委員から、請願者からの意見聴取の在り方について、発言がありました。

議会運営委員会では、6月18日「生理用品の学校配布（配備）を求める請願」の審査においてルール違反はなかったと、議会事務局から報告がありました。

この事より、議会運営委員会で協議し、過去に休憩中に請願者からの意見聴取をしたことがあります。今後は、「地方自治法」に基づき、各常任委員会において請願者から意見聴取をする場合は、各委員会での裁決により議長名で請願者を招集する事になり、請願者からの意見聴取するハードルが高くなってしまいました。

過去に同じ事が、平成31年第1回定例会3月7日の文教経済常任委員会でありました。

その時の文教経済常任委員会の委員は、花田明仁委員長、工藤健副委員長、館山善也、山本武朝、村川みどり、木下靖、藤田まこと、丸野達夫でした。

この時と同じく休憩中に委員会規則が適用ならない方法で請願者から意見を聞くことを委員会で裁決したものと思います。ルール違反があったのか議会運営委員会で確認しているのですが、どなたかルール違反と異議を唱えた方がいて、このような議論経過があったもので、それを伺わせる、ある会派の代表のSNS（インターネット上）にルール違反があったと投稿している（令和3年7月1日現在掲載）事から、その会派内の文教経済常任委員か部外者から休憩中の意見聴取にルール違反があったと聞いたものと思います。

請願者から簡単に意見を聞く事ができたものが、出来なくなった事は極めて残念でならない。

☆ご意見・ご要望をお待ちしています

あおもり令和の会控室 藤田 まこと  
TEL:017-734-5694 FAX:017-722-8902